

都市・環境常任委員会

(平成29年10月27日)

○ 中村久雄委員長

ただいまから都市・環境常任委員会を開催いたします。

中森委員からは、所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

また、本日はインターネット中継を行っておることをご理解ください。

きょうのスケジュールについて、まず初めに本日の事項についてですが、まず、休会中の所管事務調査といたしまして、雨水排水対策についてを取り扱っていきたくと思います。次に、所管事務調査、協議会、その他報告がそれぞれ1件ずつあるということですので、説明と質疑を受けたいと思います。また、先般の台風の被害状況についてもこの中で報告を受ける予定にしておりますので、ご承知おきください。最後に、10月16日に開催されました議会報告会、シティ・ミーティングでいただいたご意見等について、確認と整理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事項書に基づきまして、休会中の所管事務調査といたしまして、雨水排水対策についてを取り扱ってまいります。まず、上下水道局事業管理者からご挨拶をいただきます。

○ 倭上下水道事業管理者

皆さん、こんにちは。上下水道局の倭でございます。

本日は休会中の所管事務調査というところで、雨水排水対策について、資料の調整をさせていただきました。上下水道局、それから都市整備部でこの対策に当たっておるわけですが、都市整備部さんは河川、上下水道局は下水道というふうなところで役割分担をして対応しておるというところでございます。この後、担当のほうから説明させていただきますので、本日はよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

次は、都市整備部長からご挨拶をいただきます。お願いします。

○ 山本都市整備部長

都市整備部でございます。

台風に関連するところでちょっとご説明をしたいと思っております。雨のほうは強い雨ではなかったんですけれども、長く降られたことによって小崩落をしているところが市内でたくさんございました。その辺のところを速報としてご報告申し上げたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 松久経営企画課課長補佐

経営企画課長補佐の松久です。よろしく願いいたします。

それでは、タブレットの05都市・環境常任委員会、09平成29年10月27日、01所管事務調査、雨水排水対策についての項目をお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 松久経営企画課課長補佐

それでは、排水対策について、上下水道局及び都市整備部から説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、四日市市の地勢について、雨水対策を行う上で影響を受けますので、これについて説明いたします。

ご存じのように、西は鈴鹿山脈から東に向けて、伊勢湾に向けて、丘陵地の東に向けて勾配となっております。それぞれ河川で分かれておりますが、その河川は沿岸沿い、臨海部では天井川となっております。臨海部では雨が川に入らずに流末まで持って行ってポンプで排水するというふうになっております。

もう一枚めくってください。

次に、雨水排水対策の事業区分を説明します。

本市を流れる河川を色分けして示してあります。紫色は主に国が管理する一級河川、水色は三重県が管理する二級河川、そして、市が管理する準用河川を緑、普通河川を黄緑色で示しています。また、赤で囲んだ区域は市街化区域をあらわしています。

市域における排水対策の所管としましては、準用河川、普通河川及び市街化調整区域の排水路は都市整備部、そのほか、市街化区域の排水路については上下水道局となっております。

1枚めくって4ページになります。それでは、ここから下水道の整備についてお話しいたします。

1枚めくっていただいて5ページになります。

これは、現在、下水道による雨水の事業計画区域をあらわしています。また、色は計画降雨別に示しております。紫色の区域が5年確率降雨時間当たり50mmの区域、赤色の区域が5年確率54mmとなっており、整備を開始した当時は3年から5年確率を標準とする設計指針となっていたことによります。その後、設計指針が5年から10年確率を標準とするように変更になり、黄色の区域が10年確率64mm、緑色の区域が10年確率75mm区域となっております。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。

現在の事業進捗状況ですが、平成28年度末で、整備面積としては2901.3haとなっております。浸水対策達成率、これは国土交通省に報告している数字ですが、将来対策をすべき区域といたしまして、5799haを分母としまして、先ほどの2901haを分子としまして、50%の達成率となっております。また、事業認可区域4670haに対する進捗率としましては62%となります。

現在、沿岸部で唯一ポンプ場がない楠地区において、吉崎ポンプ場と新南五味塚ポンプ場の建設を行っております。

7ページのほうをお願いいたします。

これは、四日市観測所の約50年の時間最大降雨量をグラフにしたものです。昭和49年の水害では時間78.5mm、東海豪雨では時間71mm、平成24年台風17号では時間76mmでした。この図を見ますと、60mmを超えるような雨の頻度は変化していないように見えますが、中心市街地での浸水が多く発生しています。これは、50年前と比べ、都市化の進展に伴い、それまで流水機能や浸透機能を持っていた田畑が宅地化されるなど、雨が一気に流れるよう

になり、水路への負担が増大していることによると思われます。

そこで、昭和62年の浸水被害の後に諏訪公園調整池を建設し、平成12年の東海豪雨の後に中央通り貯留管を建設しました。その後、平成24年の台風17号により中心市街地がまた浸水被害を受けたことから、新たな対策の検討が必要となってまいりました。

8ページのほうをお願いいたします。

平成12年の東海豪雨と平成24年の台風17号のときの浸水被害の状況です。オレンジ色の点線で囲んだ地区が床上浸水が集中している地区になります。青の点線で囲んだ地区が床下浸水が集中している地区になります。

平成12年以降の浸水被害件数を地区別に次の表にまとめました。次のページをお願いいたします。

東海豪雨以降の浸水被害の状況を危機管理室の情報をもとに地区別にまとめました。平成12年の東海豪雨では、主に市の北部に被害が集中しております。その後の平成24年の台風17号では、市の中央部から南西部にかけて浸水被害が発生しています。このように、雨の降り方で被害の発生状況が異なってまいります。このような浸水被害の発生状況の把握を積み重ね、今後の雨水対策の検討を行ってまいりました。検討の結果、雨水対策整備の優先度について、平成12年の東海豪雨の浸水状況と平成24年の台風17号の浸水状況、それと、各排水区の計画降雨強度、近年の整備状況を踏まえ、この表のとおり基準を設定しました。ランクAとしまして、東海豪雨、台風17号の双方の降雨において床上浸水が10件以上発生した流域といたしました。先ほどの浸水被害の状況を照らしますと、次のページをお願いいたします。

阿瀬知排水区が東海豪雨、台風17号の双方において床上浸水被害が他の排水区に比べて多数発生しており、緊急に対策を進めることといたしました。

次のページをお願いします。

阿瀬知排水区周辺の平成24年の台風のときの浸水状況です。赤い丸が床上浸水した箇所です。既整備の諏訪公園調整池、それから、中央通り貯留管、阿瀬知雨水1号幹線を赤で示しております。平成24年の台風では、既設の調整池などの周辺では浸水被害がほとんど発生しておりません。浸水被害は阿瀬知雨水1号幹線の南側に集中しております。このことから、これまで行ってきた調整池などの施設は整備効果があったものと考えております。また、阿瀬知雨水1号幹線南側は対策が必要なことがわかります。

次のページをお願いいたします。

これは、これまでの整備による効果をあらわしたものです。諏訪公園調整池では、黄色の区域で75mm対応となります。黄色のところ、75mmになりますと効果を発揮することになります。同様に、中央通り貯留管により青色の区域で75mm対応になると見込まれる区域となっています。阿瀬知雨水1号幹線では、緑色の伊倉排水区において浸水被害の軽減が見込まれる区域となります。

次に、平成24年の台風17号により床上浸水被害が多かったエリアですが、ピンク色のところ、鶉の森公園周辺、北浜田で多く発生しました。これらの区域はオレンジ色の区域で、阿瀬知2号幹線の排水区に相当します。そこで、浜田通り貯留管を新設することにより、このオレンジ色の区域を時間当たり75mmに対応できるようにしようとするところです。現在は詳細設計を行っており、今年度中の発注を予定しております。

次のページをお願いいたします。

貯留管の仕組みについて、簡単にご説明いたします。右の図の上段が現状になります。本管能力を超える雨は道路上にあふれておりました。下の図、整備後は下水本管より深い位置に赤い丸の貯留管、平面図では赤い点線の位置に設けます。雨の量が下水本管の能力を超える前に平面図の黄色い点の位置に分水人孔を設け、右の図のように貯留管に流し込むようにいたします。これによって道路上にあふれるのを抑えようとするものです。平面図の緑色は、下水本管から分水した雨水を貯留管に導く導水管になっております。下水本管の水位が低下し余裕が生じますと、ポンプで貯留管にたまった雨水を下水本管に戻し、次の雨に備えるようになっております。

次のページをお願いいたします。

これまで説明してきましたような大規模な雨水事業は費用と時間がかかるため、これら全ての浸水対策を行うことはできません。このため、現実的な対応といたしまして、今年度は六呂見町で既存水路を局所的に改良を行う予定にしております。また、霞ヶ浦町においても設計を実施しております。このようなところでは、少ない費用で最大の効果が得られるような箇所について、順次整備を行っております。写真は、昨年ありました東日野の状況です。これにつきましても、今後対応を行っていく予定にしております。

下水道については、説明は以上になります。

○ 伴河川排水課長

河川排水課長、伴でございます。

それでは、私のほうから本市におけます河川の整備について説明をさせていただきます。
17ページをよろしく申し上げます。

こちらは、河川排水課が管理します河川とその整備状況となります。管理する河川としましては、左上の表のとおり、準用河川と普通河川を合わせて91河川あり、その内訳は、準用河川が23、普通河川が68となっております。なお、主要事業であります準用河川の整備率は、おおむね6割程度となっております。

次、申し上げます。

こちらのほうでは、29年度の準用河川、普通河川の事業箇所を赤丸で示しております。現在、国からの交付金事業として準用河川改修事業を実施しており、朝明新川、米洗川中流、源の堀川の3河川の整備を進めております。そのほかには、河川改良事業として三鈴川などの河川や市街化調整区域内の排水路の改良工事を行っています。

次、申し上げます。

ここで、現在事業を進めております4河川の中から2河川について説明をさせていただきます。

まずは、準用河川朝明新川河川改修事業となります。準用河川朝明新川は市域の北部に位置し、主に大鐘町や西大鐘町を流域に持ち、二級河川朝明川に注ぐ全長3.65kmの河川となります。朝明新川は、浸水被害の軽減を図ることを目的とし、川幅を拡幅する計画となっております。現在は朝明川の整備が完了していないことから、暫定断面での整備を行っています。この整備を行うことで、右下の写真にありますように、着手前の流下能力が毎秒12tに対し、工事完成後は流下能力が暫定で毎秒27tまで向上します。事業区間としましては、朝明川合流部より上流に900mの区間となっております。現在は、市道日永八郷線交差部の下流において、道路事業の市道下野保々線道路改良事業と調整を図りながら工事を進めております。

今後の予定としましては、河川の改修に伴い支障となる三重県企業庁の工業用水管の移設を行い、その後に市道日永八郷線の既存橋梁の架けかえを行うこととしております。

次のページをお願いします。

次のページは、準用河川米洗川中流河川改修事業となります。準用河川米洗川は、主にいかるがや垂坂町を流域に持ち、伊勢湾から垂坂町地内までの全長4.1kmの河川となります。米洗川におきましては、周辺家屋への浸水被害の防止を図ることを目的とし、川幅を拡幅しています。川幅を拡幅することで、写真にございますように、着手前の流下能力が

毎秒24 t に対し、完成後は流下能力が毎秒46 t まで向上します。第1期の工事は、最下流部から近鉄名古屋線までの区間を昭和51年から平成4年までに整備を行い、現在は、近鉄名古屋線から準用河川沢の川との合流地点までの約800mの区間を米洗川中流として事業を進めております。現在は、羽津北小学校の東側と市道阿倉川西富田線との交差部の東側の2カ所において工事を実施しております。これらの工事が今年度に完了すると事業区内での護岸工事は完了することになり、計画流量を流すことが可能となります。当該事業としては、今後堤防を強化する工事などを引き続き行い、平成31年度末には完了できるように事業進捗を図っております。

本市におきましては、このように河積の拡幅工事など流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るとともに、河川施設の維持修繕や堆積土砂の掘削、除草など、河川施設の適正な維持管理に努めております。

次のページをお願いします。ここまでは下水と河川の整備状況について説明をさせていただきましたが、次に、総合治水対策について説明をさせていただきます。

22ページをお願いします。

総合治水対策は、このような体系図となっております。例えば、先ほど説明をさせていただきました下水道や河川の計画的な整備は、一番下のハの流出させるの項目に当たります。また、雨水浸透ますや透水性舗装など流出抑制施設の設置は、上のイの浸透させるの項目になります。ロの貯留には、開発行為における調整池の設置や雨水貯留タンクの設置などがそれに当たります。

次のページをお願いします。

ここで、流出抑制施設の事例をお示ししています。左の写真は、公共施設に設置した雨水浸透ます、右の写真は、民間開発行為において採用した透水性舗装と市の工事で実施した歩道の透水性舗装となります。このように、地区市民センターや文化施設など、人の集まる施設に雨水浸透ますなどを設置しPRすることで、市民の皆様にも治水対策の取り組みにご理解とご協力をいただけるようにするとともに、公共施設においても積極的に透水性舗装を採用しております。これらの浸透ますや透水性舗装などの雨水の流出抑制施設は、民間開発行為の中でも採用をお願いするなどし、官民合わせて総合治水対策に取り組んでおります。

なお、これまで流出抑制対策として治水に対する意識を高めていただく目的で、雨水貯留タンクの設置に助成を行ってまいりましたが、今年度をもって助成については終了した

いと考えております。

次のページをお願いします。

昨年度からになります。既存の調整池の有効活用も図っております。調整池の機能には、流出する水量を抑えて雨水をためる機能と、造成後の土砂流出を抑えて土砂をためる機能があります。写真は鹿化川の流域で、松本にある調整池になります。土砂をためる部分は、写真にあるように土砂が堆積しております。右下の断面図の茶色い部分となります。この土砂をしゅんせつすることで、その分雨水を貯留する容量をふやそうとするものであります。

次のページをお願いします。

このような取り組みを、まずは鹿化川流域にある調整池において順次実施していく予定であります。黒丸の部分が昨年度の実施箇所、赤丸が今後の予定箇所となっております。

26ページをお願いします。

ここからは、総合治水対策の中の貯留する、遅滞させる、その中の土地利用の規制指導、先ほど22ページの体系図の口の①に当たる生産緑地について、法改正の国の動きがありましたので説明をさせていただきます。

生産緑地制度は、市街化区域内の都市農地を計画的に保全する制度であり、都市農地は農産物を供給する機能のほか、写真のように、ゲリラ豪雨に対する貯留機能のように、治水対策の一役を担っております。図の計算式によりますと、500㎡の畑は2万リットルの貯留機能を備えています。

次のページをお願いします。

近年におきましては、このように防災機能もあわせ持つ都市農地が見直されていますが、都市農地は全国的にも減少しております。このような背景から、都市農業振興基本計画では、生産緑地制度の活用が示され、それを受け、今年6月には生産緑地法が改正されました。これにより、条例を制定することで面積要件の下限値を従来の500㎡から300㎡に緩和することが可能となります。本市の生産緑地は、グラフに示しますとおり年々減少しているところですが、平成27年度から行っている追加指定により、下げどまりの傾向にあります。また、市街化区域内の生産緑地に指定されていない300㎡から500㎡の農地は49haあり、下限値を引き下げることにより、流水地である都市農地の保全を図ることができます。

次のページをお願いします。

当初指定された生産緑地が平成34年をもって指定から30年を迎え、買い取り申し出が可

能となることから、申し出可能時期を10年先送りにする特定生産緑地指定制度が新たに創設されました。この制度は、30年経過する前に、農家の方の意向により特定生産緑地に指定することが可能であり、指定することにより、税制の優遇を引き続き受けられることとなります。また、10年ごとに指定期限を延長することが可能となっており、継続的に保全することができることとなります。この制度は、平成27年度以降に追加された生産緑地にも適用され、指定後30年経過することにより、特定生産緑地への指定が可能となります。このような法改正に伴い、市としましても、現在、面積要件の引き下げを検討しております。引き下げには条例改正が伴いますので、これにつきましては、2月定例会議でご審議いただけるように進めていく考えでおります。

説明は以上となります。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんからご質疑がございましたら。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

済みません、失礼しました。先に、先般の台風状況の被害状況について、ご一緒に説明いただけますか。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

先般の台風21号関連の被災状況について、まず上下水道局所管部分につきまして、お手元に資料を配らせていただいております。それについてご説明させていただきます。

尾平町の四日市商業高校の西にございます谷田池という上下水道局が調整機能を持たせて使っておるところがあるんですけども、そちらの北のり面、石積みのところが約20mほど崩落をいたしました。上下水道局としましては、その部分の復旧に今後取り組みたいと考えておるところでございます。

以上です。

○ 中村久雄委員長

都市整備のほうは。

○ 中村政策推進監

中村です。よろしくお願いします。

都市整備部所管の被災状況について、速報をお知らせさせていただきます。

1 ページのほうをごらんください。

こちらのほうが道路施設に関するもの、それから2ページのほうが河川等に関するものという形でご報告させていただきたいというふうに考えております。

1 ページへお戻りください。

1 ページのほうでは、状況によりましてそれぞれ分割してあります。まず、のり面崩壊などで土砂が施設に堆積したもの、それから、道路自体が損傷したもの、場所のほうにつきましては、のり面崩壊などで土砂が施設に堆積したものが3件、図面番号の1、2、3、めくっていただきまして、位置図の右肩上段にある1番から3番のほうがこちらの箇所になります。続きまして、道路自体に損傷、こちらのほうは図面番号4番から11番、よろしいでしょうか。

2 ページに移っていただきまして、同じく、河川等に施設、土砂等が堆積しまして河積が阻害されたもの、図面番号の12番から17番。それから、河川等、施設自体に損傷があったものが18番から24番、それぞれ箇所等、写真をご参照いただけたらと思います。

説明のほうは以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご質疑、ご意見等がございましたら。

まず分けていきましょうか。雨水排水対策についてのところで。

○ 諸岡 覚委員

いわゆる専門用語というのか行政用語で言うところの床上浸水、床下浸水というのは、

一般庶民的な感覚でいうと、いわゆるどこの家でも地面から15cmから30cmぐらいの高さで床が張ってあってという、その床を超えているか超えていないかというイメージで捉えるんですけれども、行政用語的にいうと、その区分というのはどういうところにあるんですか、床上浸水、床下浸水というのは。

○ 山本都市整備部長

床上浸水、床下浸水のお話でしたが、おっしゃるとおりです。基本的に住民さんの考え方と一緒に、自分の生活する床の上、床の下という格好が基本になっておりますので、おうちによっては確かに床の高さが微妙に違いますが、昔のころからそういう形ですしておりますので、同じように浸水水があったとしても、お隣の家と違うという形のところはございます。ですが、一般的にそういうふうには統計のほうでは処理させていただいています。

○ 諸岡 党委員

そうすると、ここの資料にある床上浸水の中には、例えばわかりやすい例でいうと、コンビニなんか、あれは床上浸水にカウントしてもらっているわけですか、ああいうタイプのやつは。店内に水が入ってきたという場合。

○ 川島下水建設課長

委員のおっしゃるとおり、コンビニのようにフラットな床のところだと、床上にカウントされます。

○ 諸岡 党委員

なるほど、了解しました。

○ 中村久雄委員長

おのおのの家の事情で違うということですね。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

昔聞いたときに、場所によって補償のあれが違うということをやう聞いたことがあった

けど、そういうのはないの。例えば三滝川の南北で違うとか、そんなのは昔の話、何かよく農水省とか建設省がエリア的に管理しておるといって。だから、天白川のほう、三滝川よりも南ですよ。あっちのほうは農水省の管理やで、補償のときに稲穂ぐらいまでは水についても仕方ないような治水計画やでといっ、40cmか50cmはついても補償対象にならんとか。三滝川よりも北やと建設省の管理やで、そこでの管理やと、もう30cmついても行政に少しは補償が出るとか。平成八、九年かな、東海豪雨あたりのときに、どんなことになっておると聞いたときに委員会でそんなことを、多分平成11年やと思うけどな。東海豪雨前ぐらいに私が聞いたときにそんな話もあったで、そんなこともあるのやというふうに、私はそのときに初めて思い込んでおったんやけど、そんなのはあらへんの。何か内部川と三滝川は農水省ですとか、でも、三滝川から海蔵川の間は建設省が管理しているから。農水省のほうは、ある程度水が来ても、稲穂が頭隠れやん程度までの治水計画ですよ、流量計算しているんですよという話を何となく聞いたことがあったもので。ただ、四十災害、何とか災害ってあるんですよ。多分皆さんも入ってへんかな、それぐらいの、私らが子供のころやで。あのころにそんなことを、のことをそうやって言っておる人がおったで、今でも大きくは変わっていないんやろうで。なかなか補償というのはあらへんやろうけれども、でも、何かであるやろう、そういうのは。多分決壊したりなんかすると見舞金か、ないの。

○ 中村久雄委員長

山本部長、お願いします。

○ 山本都市整備部長

申しわけございません。正直なところがわからないと言いますか。田んぼに関しましては、農業共済やらその辺で補償があるのは、我が家も飯米百姓ですので、それによって補償を受けたことはありますが、水系的にそういうようなことを補償いただけるという話をちょっと知りません。農水省メニューとして農水振興課のほう詳しいと思いますが、いかんせんハード整備部隊だけで、その辺がちょっとよくわかりません。多分私がわからんので、我が部としても多分わからないと思います。申しわけございません。

○ 川村幸康委員

私がそうやって思い込んでおったんかもわからんけど、でも、多分そんなこと、議会の委員会ではしか聞くことはあらへんで、委員会のやりとりの中でそんなことがあったで。そうすると、三滝川よりも南で床上になっても、50cmつくぐらいは仕方ないんやという思い込みがあったで、私の中で。だから、もしそういうことがあるなら一遍。農水省、それから建設省とそのころ言っておった気もするけど、国土交通省じゃなくて。そのころの話でそんなことがあったので。だから、何か一遍、私の勘違いかもわからんし、何かわからへん。今ここですぐではなくてもいいので、教えてください。

○ 山本都市整備部長

本当に申しわけございません。ちょっと建設省メニューで補償というのが正直なかったと思っています。災害が発生して、災害復旧の土木工事に関する国の補助金制度はありますし、現に、前の台風で被災した水沢宮妻峡線については災害査定を受けて、国の補助を受けながらやっていこうという手順にしておりますが、国のほうから見舞金的な補償というのをちょっと知りませんので、調べてまた委員長にご報告させていただくという形で対応させていただきたいと思います。

○ 中村久雄委員長

それでよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 中村久雄委員長

じゃ、それでお願いします。

ほか。

○ 伊藤修一委員

午前中も県の話とかがあって、いろいろ聞かせてもらっておったんやけれども、避難勧告とか雨が降るとそういうふうなことをやっぱり心配されている地域、特定の地域とか、よく言われる、今回も21号の場合は鹿化川関係とか、やっぱりそういうふうな楠も含

めてやけど、鹿化川や内部川とかいろいろそういうふうな関係もあるんやと思うんやけれども。だから、市だけでなかなか難しいことをこれからどういうふうに、パートナーになってもらう県とか国とかにいろいろ助けてもらいながらやっていくかという、そういう部分で、やっぱり住民の人らは毎回という言い方はおかしいけれども、本当に何か不安というか、夜に来ると困るでやっぱり避難されていく方々がみえると思うと、安心してその地域に住み続けてもらうためには、やっぱりそういうふうな市だけやなくて、連携をもっともっとしっかりやっていかなくちゃならないんじゃないかなという。十分やってはいただいておりますと思うんやけれども、一体どういう部分で市のほうが要望というか、県や国に対してやっておるかというのも、一回またこういう委員会の場やもので、ちょっとそういうところも改めてまた披瀝してもらってもいいんかなと思うんやけど、どうでしょう。

○ 山本都市整備部長

国、県への連携ということでご質問をいただきました。実は昨日、中部治水大会という中部ブロックの大会がありましたので、私、ちょっと行かせていただきました。国交省さんとは、鈴鹿川が国としては対応になりますので、これまでの台風対応でも、今はもうホットラインとして市長へ、そして私の携帯も、そして危機管理監の公用携帯のほうも登録がされていて、それで、国としていろんな情報を配信していただくようなところで、いかにスピーディーに住民を避難させるか、そして、状況について情報を共有するかというところの、いわゆるその他対策については随分改善が図られてきたところでございます。

ただ、今年の場合にも、既にもう2回、鈴鹿川水系として避難勧告を出さなければならなかったというところで、地域の消防団の方々にも随分ご足労をかけているところでございます。その辺の中で、やはりハード整備をもうちょっと進めていただかないといかんだろうというところを昨日の大会でも感じてきたところでありますし、そのようなところで中央要望のところを図りたいと思っています。11月には、鈴鹿川に関するところと三重県さんに向けての要望のほうを11月のほうでさせていただいて、概算要望から本予算に結びつけていくところのハード整備に向けてのところをお願いしてこようというふうなところで、順番をおって対応していこうとしているところでございます。

ただ、昨日伺っていたところによりますと、治水事業については、対前年度90%シーリング、その上で局所的な3割アップを認めるというところで、全体予算としては、対前年度1.17で概算要望をしているというところでございましたので、私どもが要望している準

用河川についても右にならえという格好になっていきますので、その辺のところ、少し危機感を持っておりますので、その辺のところを一生懸命対応していきたい、そのように考えているところでございます。

私からは以上です。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。やっぱり四日市市だけでは到底難しいこともあるので、そういう部分では、この間の21号のときも、鹿化や天白や内部というこの辺の地域の人たちのそういう願いというか、やっぱりそういう気持ちをぜひ汲んでいただいて対応いただけたらありがたいなと思いますが、さっき話を聞くと、やっぱり国も厳しい事情で90%とか、ちょっとなかなか要求ということも難しいこともあると思うんですけど、いろんな手だてもあると思うので、この地域からそういう国へつながれるような手だてというのはいろいろ考えていただいて、県、国との対応をお願いできたらなと思います。また、その都度そういうかわりとか状況があったら、また委員会にもそうやって報告もいただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いしたい。

続けていい。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

○ 伊藤修一委員

もう一つは雨水のほうで、上下水道局のほうで工事が、今度これから、今、おくれておるのか、浜田貯留管、進捗状況というのはどうなんやろうか。ことしの3月、年度初めには結構急いでやってもらうようにというふうなことも要望はしておるんですけど、今の状況を、おくれておるのか何か、早まっておるのかちょっとわからんけれども、そこら辺の進捗状況とか今後の見通しなんかはちょっと報告いただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 中村久雄委員長

お願いします。浜田貯留管。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長の川島です。

浜田通り貯留管の現在の状況についてお話しさせていただきます。

昨年、用地買収の予算をいただいて詳細設計を進めておったところですが、地権者のほうのなかなか合意が得られずに、ついまだ夏前ごろにようやく承諾を得たという状況でございます。そこに合わせて詳細設計を進めておるわけですが、詳細設計につきまして、場所が鶴の森公園の南に向かってJRの少し西の交差点ぐらいから1kmほどシールド工事をやる予定なんですけれども、地質調査を行った結果、泥断層というところでメタンが出たりとか、あるいは、その沿線につきましては、高層ビルと、それから近鉄線とか、地盤に深い杭を打っておる建物が非常にたくさんあります。その影響調査等も含めて、もと考えておった地下20mぐらいのところからおおよそ40mぐらいの深さのところ、かなり深いところまで今回設計を変更する必要が生じてきました。その辺の設計の見直しとあわせて今のメタンという、工事の中で爆発したりしても困りますので、そういうところら辺の再検討を今、先に進めておって、何とか12月ぐらいに発注、年明けぐらいには発注して年度内の契約に持ち込みたいと、そのような状況でございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

聞いてみてようやくわかったというか、状況が余りわからなかったもので、ただ、地権者さんの関係でおくれておるのかなというふうな、そんな気はしておったんやけれども、やっぱり慎重を期してもらうことも必要やと思うので、またそういう部分では、今後工事を進めていただくのに全力を挙げてやっていただきたいと思いますし、これはやっぱり大きな効果がある仕事やと思うので、期待も大きいと思いますので、ぜひそういう状況も、委員会のほうにもまた報告を時々入れていただいて、できるだけ速やかに工事が終わるように協力というか、ご支援をお願いしたいと思います。

○ 川島下水建設課長

皆さんご注目の事業だと思います。市民のために一生懸命やらせてもらっておるところでございます。その中で、今委員からもありましたように、状況報告もまたさせていただ

きたいと思いますし、先ほど国の事業費の関係も出てまいりましたけれども、その辺で、昨日、全体設計書にて3カ年の事業費の獲得に向けて県に資料を提出してきたところがございます。おおむね内諾をいただいたところでございますので、その辺も次の議会の中には、債務負担の設定であるとか、大きな事業の見込み、確定とは言えませんが見込みのところら辺の報告もあわせてさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

○ 樋口龍馬委員

貯留管については理解します。いつもいつも、私、どうしても言ってしまうんですけども、阿瀬知のポンプについて、今、耐用年数を過ぎたのも運用していただくことで住民運動をさせていただいているわけですが、この耐用年数を過ぎたポンプについては、修繕については限界があるのかなというところで、その後の展開というのは、今は新設していただいたやつと、もともとあった耐用年数が過ぎたものとあわせて運用してもらっているかと思うんですね。それで一定量をほかってもらっているかと思うんですが、これは壊れるまでほっておくのか、どこかで計画を立てていくのかというところについてお聞かせいただきたいんですけども。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

この間新しくさせてもらったのは、阿瀬知ポンプ場の近くにあります朝日町ポンプ場というところで、こちらについては平成28年でしたか、それぐらいに更新をさせていただきました。お話のとおり、阿瀬知のほうにつきましては古いのを使ってはおるんですけども、耐用年数を過ぎてからオーバーホールなんかを繰り返しながら、部品がある限りは使っていくというような形で使用を続けております。

○ 樋口龍馬委員

現状で動いているというのはよく理解するんですけども、部品のある限りという話の中において、じゃ、計画をどう立てていくのかというところを今伺っております、もしわかる範囲でお答えできれば。

○ 松久経営企画課課長補佐

阿瀬知のところ、先ほどの朝日町ポンプ場で排水しておりますが、将来的には阿瀬知第2ポンプ場というポンプ場の計画があります。ただ、これはまだ土地の問題だとか諸問題がございます、事業着手としては努めて、さらに事業認可をとって準備はしております。ほかにも合流ポンプ場で耐用年数が50年近くになっておるものもございます。ただ、コンクリートの躯体自体は、市のストックマネジメントの中でも70年使おうというふうになっていまして、コンクリート躯体は大丈夫だと思っております。ただ、その上の先ほど言いましたポンプ等、これは部品があるだけ使える、それは長寿命化でなるべく使う。それがなくなった後、ポンプ本体をかえてやるとか電気施設をかえるということで、それまではしばらく使うということになっております。ただ、先ほど言ったようにもう50年になっていきますので、将来を見据えて、全体的にどういうのを構築していくかという検討には入っております。

○ 樋口龍馬委員

阿瀬知川の川ざらいなんかをしてきていた阿瀬知川を美しくする会の会長だった堀木さんが亡くなって、もう阿瀬知川を美しくする会というのが解散しようとしています。今後は、しゅんせつについても市民の手に頼らない格好を考えていかなきゃいけなくなってくる可能性があるんで、そこら辺の情報もキャッチしてもらいながら、持続させるのであればそれなりの手当をしていかないと、本当に今年度内に解散すると今の会長が言っているので、それは情報として出させていただきますけれども、お願いをいたします。

それで、今回の浜田貯留管では、これはまた千歳町小生線のところで、いつも山本部長にお話しさせていただいている赤堀新町あたりの水の解決というのはできないと思うんですが、赤堀新町のあたりは集中的に床下で浸水しているところがあると思うんですね、場所として。あのあたりについての解決策というのを、今考えている部分があれば教えていただきたいんですけども。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

先ほどの阿瀬知の第2ポンプ場とか、それから、今の赤堀周辺のところの路面改修というところもあるんですけども、まず阿瀬知のポンプ場であったり、それから落合、今の赤堀の話と落合川の周辺の改良ということになるんですけども、このクラスの改良になりますと何十億規模の改良工事になるんです。正直なところ、今現在、楠のポンプ場をやっておって、浜田通り貯留管に今年から着手すると。今後数年間、4年5年近くは毎年数十億のお金を投じるといふ形になりますので、今即座にあれもこれもいふところがないという実情がございます。

その中で、浜田通り貯留管を実施することによって、先ほど阿瀬知雨水1号幹線というのが17年ぐらいにやりました。それによって伊倉排水区の水を少し軽減しましたと。伊倉、芝田周辺の水が、かなり地盤などの影響があつて南のほうへ落ちていって、浜田通りの周辺にも負荷をかけておる。また、それを超えて赤堀のほうにも負荷をかけておるといふ状況があります。

そういう中で、まず第1弾として、浜田通り貯留管を実施することによって、上から落ちてくる水を少しでも南のほうへ負荷をかけるのを軽減したいと。そこをまず今の浜田通りの中では対応の中に含めております。その結果も少し見たいといふところ。それと、引き続いて、今のように芝田のほうの負荷が南に行つておるといふ状況もありますので、先ほど委員からお話がありました阿瀬知の第2ポンプ場、そちらと、それから今の落合幹線の改良、どちらを進めたほうが効果が高いか、そういうところの検討をまだこれから進めておる真っ最中でございますので、もう少しお時間をいただいて、どちらを先といふところは今、きょう現在ではお話しできないですけども、状況は把握させてもらつておりますので、私ども職員、雨のたびにどこが弱い、あるいは、どこが一番今危ないかといふところは把握しておりますので、そこは検討に入つておるといふ状況でございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

私も限られた予算といふのは理解しているつもりですので、ただ、住んでいる人たちがほしいのは計画なんですよね。何年ぐらいまでにどう着手して、それをどういふふう改善していくのかといふことが今見えていない中で非常に困つて見えるといふところがある

ので、検討に入っていたということですから、これはぜひ住民の方たちにも説明しながら進めていただけるとありがたいというのがお願いと。あと、これはちょっと全市的な話なんですけど、使っていない導水のところがありますよね。農業用水として引き込んでいて、先っちょに田んぼがないからということでこの前も1個閉めてもらったところがあるんですけども、そういう使っていない農業用水の状況というのは調査していただいたりしているんですかね、把握してもらっているんですかね。

○ 川島下水建設課長

上下水道局の話で、市街化区域の中で申させてもらいますと、ある程度樋門自身の場所は把握しています。使っておるか使っていないかという話になりますと、治水を担当する部署からいうと、せき上がってくるのでそこは撤去したいというのが正直なところなんです。利水者、耕作者、そちらのほうで撤去される場所もありますし、上下水道局の場合は、自分のところで管理しておるゲートも幾つかあるんです、実は。一般的には利水者が所有して管理しておるのが基本なんですけれども、上下水道局のものについては、水流をまず第一にコントロールするという目的があって、そのもの自身を改修とともに設置して、局が管理しておる物件もあるんです。そういうものについても、必要がないというものについては直接撤去したりということはさせてもらっています。同じく地元さんが管理しておるものでも、今委員が言われたように、もう使わないというもので治水上それは撤去したほうが良いというものについては地元さんに撤去していただいたり、うちのほうで、もう全然耕作者が一切いなくて誰も負担する人がいないというような状況の場合にはうちのほうで撤去しておるところも、緊急性を見込んでさせてもらっておるところはございます。

○ 樋口龍馬委員

今回の台風で、鶯の森1、2がいかん、余り僕も声を聞いていないので、多分言っていないと思うんですけど、塞いでもらったというのは大きいと思うんですよ。同様に市内でもそういう場所があるのであれば、耕作者がいないなら、農地が先っちょにないならやっぱり閉じていかなあかんのかなと思いますので、これは農業委員会が把握しているんですかね、どこが把握しているのか、ちょっと私も判然としていないところがあるんですが、情報をとってもらって、簡便な工事で撤去ができるのであれば、どんどん塞いでいってもらうというほうが良いのかなと思うんですけど、農家の人に怒られるようなことはしたく

ないので、上手にお願いします。済みません。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 中村久雄委員長

ほか。

○ 三木 隆委員

台風21号関連で、都市整備部所管施設の被災状況の速報は伺ったんです。これはもう復旧作業というのは、始めているところはあるんですかね。

○ 伴河川排水課長

見ていただきますと、例えば水路閉塞等という箇所もございますので、そういう箇所につきまして、今週もまた台風という情報がございます。まず応急に手当をしないと二次災害というか、被災を広げるということもありますので、可能なところとか、必要のあるところにつきましては応急に通水を確保するとか、そういう対応はきょうも、本日もまだやっておる最中でございます。

○ 三木 隆委員

この速報に挙がっている箇所は全てやられるという理解でよろしいでしょうか。

○ 伴河川排水課長

先ほど申しました応急の手当を全てかというのと、全てではございません。一応現地を把握した中で、被害が拡大する等のおそれがあるところは急ぎで手掛けておりますが、それ以外のところにつきましては今後の復旧の対応となりますし、あくまでこれは速報ということでございますので、今回の被災の多くが結構山の奥ですとか、目につきにくいところ

も多く出ております。逆に、これ以上にまだ案件も挙がる可能性もありますので、それは見つけ次第対応というふうを考えております。

○ 三木 隆委員

もちろん優先順位もあるというのは十分認識していますが、地域は、先ほどおっしゃったように、いつぐらいにやってもらえるかというのが一番心配するところなもので、そういう計画を立てれば、またそういうので連絡してもらえればありがたいと思いますので、その辺ちょっとお願いして要望しておきます。

○ 中村久雄委員長

また計画が立った時点でよろしくをお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。もう台風の被害状況も含めて。

○ 川村幸康委員

台風のやつ、これ、もうちょっと丁寧に、最近目が悪なったんかしらん、全然場所はわからんし、もうちょっと、これ読める。大体どこかわからんのやわな、場所が。自分のところの地元以外はわからんでもええやないかというふうか知らんけど、ちょっと親切に、町名か何かわかるようにしておいてくれると親切やなと思ったで、緊急に決定、速報やでそうなったんか知らんけど、資料として出してもらわんと、場所がわかるほうが、神社か何かの名前を書いてここかとかいうのはわかるけど、なかなかわかりにくいので書いてほしいなと思ったのが一つと、あと、ため池を今河川がやっておるんよね、多分、下水じゃなくて。市街化のほうは下水がやっておるの。ため池は全部河川がやっておるの。

○ 川島下水建設課長

ため池の所掌については、基本的にため池は河川排水課の所掌です。上下水道局が持つのは、ため池という名前はついておっても、農業用水の利水がメインではなくて、調整機能、調整池として市街化区域に存在しておるものを上下水道局で所管しておるというものです。

○ 川村幸康委員

そうすると、尾平のあれは大溜、小溜の池かな、これ。これやと上下水道のほうになるんかなと思うんやけど、だから、ため池と、今の行政内での仕分けはそれでわかるんやけど、何って言ったらええんやろう、河川なら河川に私はしたほうがわかりやすいなと思っておるの。何でかという、やっぱり上下水道の予算って、調整機能という観点でいくとそうなるんかなという気もせんでもないけど、受益者負担というこの間の下水道代の値上げも含めて、いろんなことでそうやってなっていくんやったら、どっちですのかというのを、これ井上哲夫さん時に仕分けしたわけやろう、多分、違った。昔、ため池なんていうのは農村整備課やったやろう。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

平成17年で、田中さんか井上さんか、そのあたりやと思うんやけど、桜のほうなんか物すごい数のため池がやっぱり山の中はあると思うんやわ。あれは河川排水課で面倒を見ておると思うけど、あれなんか決壊していけば、ぼんと崩れたときの被害は大きくなると、もう埋めておくほうがええのか、何かきちっと考えやんと、ちょっと雑にしてあるので、仕分けして以降。ため池って余り使っているところもないし、使っているところは使っているで管理はされておるやろうけど、使っていないところは、この間も桜の人で、切れたら危ないなと言っておったでさ。堆積してきてちょうど沼みたいになっていって、土砂でどぼんと来たときに危ないので、崩れも大きいやろうし。だから、一遍きちっと、あの、一生吹山のところでもため池があるし、それから桜のソーラーやあの辺のところはいっぱい、無数にあるわ、多分ため池が。あそこらを一遍きちっと管理することを含めて調査したほうがええんかなと思っておるんやけど、どうやろう。

○ 山本都市整備部長

ため池についてご質問いただきましたので、ちょっとお答えしておきたいと思います。もともとは7階、商工農水部のほうでやっていただいたのが、変遷があつて今都市整備部のほうで預らせていただいています。基本は、今のところまだ農業用関係者からのご依頼に基づいてやっている。そして、5%の受益者負担金をいただきながら対応させていただいている。事業を執行するのがうちで、正直なところ、農業施策としてコントロールは

していただきながらやっているという、すみ分けを田中市長になられる前ぐらいに行われたという経緯があります。そして、今農業関係が非常に危うい状況という、都市側から言うと失礼になりますが、担い手のことを含めてちょっと問題である状況になっています。その中で、お一人でも使っていると、正直なところまだため池として必要であるというところがありますので、ちょっと治水だけを考えると痛しかゆしのところがあるようなところなんです。農業部門とは少し話はしておるんですが、やはりまだ水利権というところがあると思うようにいっていないところがあります。ただ、もう四日市の農業、そんなに元気があるわけではありませんので、7階、商工農水部のほうとはよく話をしながら今後について考えていかないと、議員がおっしゃるようなことになりかねない、そのような認識ではあります。

○ 川村幸康委員

大溜、小溜の四商の下のため池、だから、あそこも農業用として使っていたけど、今、農業用としては使っていないわけやわな。昔は受益者負担も含めてやけど、農家で年一遍は草刈りをしておったんやけど、もう高齢化と集約化する人もおらんようになってきて、今後本当におらへんとなると、今、年一遍行政のほうでやってもらって、年一遍地元でやっておったんやけど、これもなかなかできんようになってきたで、そうすると、中に土砂もごみも全て出てくる中でいくと、何か考えやんと。心ある人は、心あるというといいか悪いか別やで、農家じゃないような非農家の人なら、私らで掃除したいとか草刈りたいとなると、いやいや、地元の人らも農家の人らも、俺らのため池やという話が出てくるで、上手に行政のほうで取り持ってもらって、さっきの阿瀬知川の市民の活動と一緒に、ため池の活動は守りできるように。

それともう一個、ここにも載っておったけど、調整池の住宅開発した後のコンクリート張りでフェンスが張ってある、調整池の活動、それも行政がしてもらったらええんやろうけど、あそこら辺の草刈りやら含めたのはもう少しどこかで、上下水道が持つておるようなやつ、ため池で市街化にあるやつ。あれは市民運動で整備、美化運動をしてもらったらどうかなと思うんやけど。少し行政のほうでそういうふうなほうに持つて行ってほしいんやけど難しいんかな。地元同士で利害関係がぶつかるとなかなか難しいんやで、やっぱりそれは市役所の仕事かなと思うんやけど。倭さんと山本さんと、僕ら2人で話し合ってますと言ってくると一番いいんやけどな。

○ 中村久雄委員長

山本部長、お願いします。

○ 山本都市整備部長

尾平の池につきましては、以前に農業的な利用がなくなったので埋めて宅地分譲したいとかという話があって、調整池機能をとという形の中で、当時の下水道部さんが引き受けていただいて、そして、周りに柵をされたりとかした。そのころはまだ地域の方もお若い方も多かったものでそうしていただいたというところがある、そのように記憶しています。その辺があって上下水道局になって、そしてまた都市整備部になってというところの中で、そういうようなすみ分けが進んだというところがございます。私どもまちづくり構想やその辺をつくりに行く中で、そのような池あたりのところについては地域でというところを言わせていただいて、そして、必要な資材は提供しますといていろいろ相談してきた経緯はございますが、やはり年数がたってちょっと高齢化が進んでくるといろいろな課題が出てくるというところだと思います。その辺については、やはり地域のほうとご相談しながらいろいろ対応していかなきゃならないと思いますので、まちづくり構想の絡みと上下水道局さんと相談しながらちょっと対応を考えていきたい、そのように考えております。

○ 川村幸康委員

難しいと思うけど、少し汗かいてもらってお願いしたいなど。

それと、今ずっと説明してもらっておったんやけど、きょうも多分午前中、県議との懇談会があったと思うけど、朝明川にしろ、大きな川がしゅんせつをしてもらっていますやんか、県の。あれをもう少し仕組み的に、恒常的にずっとできんものなんかなと思って、どんだけでもええで。特に大雨が降ったりなんかあって流木とかで詰まると、それがまた二次災害を呼ぶような、素人が見ても思うようなときがあるやんか。でも、なかなかスピード感を持ってできへんやん。すごい大木が立ってきたりして、こんなやつたら、もつと小さいうちに切っておけば金もかからんやろうなと思うので、一遍、私のところらの神前でも、川の木って物すごく大きくなるのやわな。こんな木が、歩道橋の柱と変わらんぐらいの木が出てきて、抜かすようになって切ってもらったことがあったけど。あれは何か、フィールドも四日市市でできやんのか、何かあれ。それだけでもとるだけでえらい違うや

ろうなというようなことが多いで、何とかならんのかな、あの木だけでも。森のように生えておるやろう、今でも。

○ 山本都市整備部長

議員おっしゃっていただくように、県管理河川が森化しているというところで、随分議論というか、けんか腰で四日市建設部に物を申し上げたところがあります。特に海蔵川の分派あたりのところが、私がまだ道路整備課長やった時代にかなり森化していました。随分やりとりしながら海蔵川の分派のところは随分片づけてはくれましたけれども、なかなか三重県さんのほう、していただけなかった。そして、最近になって、また砂利組合さんのほうに有価物として対応を進めていただけるように三重県さんが少し方向転換をされてからしゅんせつはよく、しゅんせつというか、お金を稼いでいただいておりますので、その辺で県のほうの財政になっておるようなんですけど、やはりそれよりも下流域の有価物にならないところについて、なかなか申し上げても捨てる場所がないとかというところでちょっと、なかなか、かなり言わせていただいているものの進んでいない。特に鹿化川、天白川については毎度避難勧告を出さなきゃならんというところで随分言わせていただいておりますものの、ちょっと動きが悪いので、きょうは私が入る前にご議論をいただいております、随分ご議論をしていただいていたようですが、やはりもうちょっと三重県さんには、下流域の避難勧告を出さんならんエリアについては本当にしていただきたい。きょうお話しいただいたので、また改めて四日市建設事務所と県土整備部のほうには、私、行ってお話をさせていただきたい、そのように考えております。

○ 川村幸康委員

今までは、多分、県に頼むのは治水という感じで頼んでおったんやろうけど、防災というか、そっちの観点で常にそれはしておいてもらわんとあかんという、予防として防災面でやってほしいんやということで、治水というとなかなか、順番やでという話になるけど、防災という観点で考えてもらって、津波が来たって、しゅんせつしていなかったら逆に上りやすいわけやでさ。だから、防災観点できちっと、特に塩浜あたりとか天白川とか、あの辺ずっと警報、雨が降るたびに氾濫のあれが出ましたとかなるようなところは、特に集中的に県に年に1度か2度しゅんせつしてもらうだの、ある程度仕組みとしてつくらんと、これ。言うたで動くということにしておくとあかんような気がして。言わんでも年2回は

防災上きちっとしてもらおうというようなことを法律的に言えやんのけ。今やと言うたです
るということやろう。防災上何か言えやんのかなと思って。

○ 山本都市整備部長

議員おっしゃることは、正直なところ、私、ふだん使わせていただいておりますフレーズや
もので、そのとおりにさせていただいています。県土整備部にも防災部にも長年の付き合い
がありますので、その中で、いいかげんにしてくれやなあかんわという調子で、正直なと
ころざっくばらんに話をさせていただいています。やはりこのところ、鈴鹿川でも2回
出たというところがあります。やはり他の箇所と比べてみると、鈴鹿川がもし何かになっ
たときというように考えてみると、右岸が切れれば、正直なところ、車の生産に影響が
出、そして、左岸が切れたら、これは長野県まで影響が出る。石油のほうが届かなくなる。
もう1つ、都市と違って、鈴鹿川の被災は広範囲に影響が出るというところで、この11月
の要望のほうもかなり言わせていただこうと思っています。同じように県に向かっても、
やはり産業都市である四日市が被災すれば大きな影響が出るんだと。人が住んでおられる
だけのところとはまた影響範囲が違うんだというところをよく交えながら要望させていた
だきたい、そのように考えるところでございます。

議員おっしゃるように、本当に年1回ずつきちっとやっていただいてもしかるべきとこ
ろだし、三重県の北勢として、その分県費のほうは随分貢献させていただいております都
市側のことを三重県さんはもうちょっと聞いていただいてもいいのではないかと、そのよう
に感じたところでございます。ただ、きょうの県議からの発言をドア越しに聞かせていた
いた中でも、財政力指数が99.8だと、だから、お金のかかるような話を言われても非常
に難しいんだと。どこを選ぶんだとおっしゃっておられましたので、余計にこの四日市が
何かになったら広範囲に影響が出るんだ、そして、三重県の財政を支えているのがこの三
重県北勢だというところを言って要望させていただきたい。そのように考えております。

○ 川村幸康委員

引き続き強く言ってほしいのと同時に、やっぱり政治的にも何か言わないかんわ、こう
なると。知事なんかがよく防災なり安心・安全ということを常に言うておるわけやでき。
それから、もう一個はやっぱり産業がそんだけあるということの中で歳入があるわけやで
さ、県にも。そこはきちっと守っていくということを少し、やっぱり政治的にも何かやら

ないかんのやったら一遍、私らも動くけど、行政のほうでも少し何かきちっとした理屈とやれる仕組みをつくって言わんと。あーあとと思ったときには遅いで、多分考えられないような雨が降るもん、恐ろしい雨が。そのときに本当にあそこが、鈴鹿川が切れたら大変やで、あれ。どこかの遠いところで時々氾濫が起きておるのを、この辺は来うへんわと思っておっても、そうでもないなという気もするし、ちょっとほったらかし過ぎておるで。だから、もう少しこれは言わなあかんわ。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ぜひとも強く、さらに強くお願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

雨水の事業やら浸透やら、それから生産緑地のやつ、あるやろう。これ、言っておるだけで、どれぐらいこれが効果を持っておるのか、一遍、誰か勘定した人おる。調整池あるやろう、それから生産緑地、これからまだ、この間見直しがあって、すごく厳しそやな、生産緑地。もう30年、期限が来て。33年で終わるのか、33年で終わるわけやろう。そうすると調整池、それこそ大矢知やらその辺、だだだだっとあの辺も畑が宅地化しそうな感じがするんやわな。そうすると、かなりの民間開発というか、ミニ開発やで調整池をつくらんで済むやろうで。大体今、この弱点で浸水していると思うんやけど、20年前で考えると、慈芳産婦人科さんあたりなんかはまだ田んぼばかりやったんが、もう全て宅地になったやろう、あの辺、そのしもは。あの辺は田んぼばかりやったんやけど、あれはもう全部宅地になったんやけど。だから、家が建つことは悪いことではないんやけど、津波いつ、ネックは出てくるわけやで、一遍調整池のあれも機能アップということで、全部言っはくっておるけど、本当に100%それを活用できておるのか。砂がたまって50%やったら意味がないやろうし、計算上も。それから、もう一個は、生産緑地、これから多分もう少し申請が出てきて宅地化する予定は、都市整備部はわかっておるやろうで、そうすると、治水としてどうするかということは、準備をしておるんやったらしておる、大体どれぐらいまだ設けやないかんのか。多分これ、今つくっておるやつだけで間に合わんのと違うかなと思って。特に大矢知のほう、十四川かあの辺の流域か、あの辺の宅地化の進み方はもっ

と多いやろう。これはどう思っておる。

○ 伊藤都市計画課長

まず、生産緑地なんですけれども、昨年度分については……。

(発言する者あり)

○ 伊藤都市計画課長

11月の都市計画審議会で諮るということになりますけれども、1年間で約28年度分として6.2haが減少していくということが今度の報告をさせていただくような内容となります。その中で、27ページに、今回生産緑地法の改正ということで指定要件の引き下げというページをご用意させていただいています。そちらのほうに生産緑地の推移というグラフがございまして、現在平成28年で150haという形で、平成5年から比べると、全体的には生産緑地の減少の傾向というのは下げどまり傾向というふうにはございます。そんな中で、議員お話しいただきたいいわゆる2022年問題、平成34年に今の都市計画の生産緑地が30年を迎えるということで、こちらは国のほうがことし生産緑地法の改正を行いまして、こういった課題に対して、28ページになりますけれども、30年だったものを、簡単にいいますと10年10年延期をできるような制度を設けてきました。これは、生産緑地法が30年だったものを、ある意味永遠といえますか、延ばしていける制度と、簡単に言うとそういうふうになっていただければと思います。

それから、もう一つは、今500㎡というのが指定要件の基準となっているところですが、国のほうも、こちらの制度のほうを改善して300㎡まで要件面積を下げてもいいということになってきておりまして、本市の場合でいきますと、500㎡から300㎡の間の農地、今は生産緑地ではない宅地化農地が約49haあるということで、このあたりで今後の条例の制定等を踏まえて試算をしていきたいというふうに思っております。皆様がどのようにこれから指定をしていくかというのは、ちょっとこれから検討していくものと考えてございます。

生産緑地については以上です。

○ 川村幸康委員

一遍生産緑地がなくなるとどれくらい治水機能がダウンするのかは、やっぱりはかっておくべきや。ゼロになる場合も考えておいてもええんと違うかなと思っておるで、団塊の世代が終わったら、これ、なくなるぜ。あんたら、うんうんと言っておるけど、本当やで、これ。団塊の世代の人らが今やってくれておるだけで、ちょっと上の人らが、もうその人ら以外やったら全部売っちゃうで、これ。150が全部なくなると考えると、生産緑地の分だけ治水に圧力がかかるわけやで、やっぱり考えておかな。

以上。

○ 稲垣都市整備部理事

生産緑地につきましては、生産緑地に指定されていない農地というものも現実に今あるわけでございます。そういったものも、基本的には一定の保水能力を持っております。これをできるだけ長く維持をしていくということが肝要というふうに考えてございます。基本的には市街化区域の中でいきますと、下水道の整備をやっていくという形になるわけですが、それが一定時間がかかりますので、できるだけ多く長く農地を保全していくというのが非常に課題になるというふうに思っているところでございます。

先ほど課長からもありましたように、法制度の見直しがございまして、今まで30年間という長きにわたってというのがあったんですけれども、一旦指定したものでしたら10年間区切りでの延長ができるようになったといったことがありますので、そういったことも十分なPR。それと、面積の引き下げで指定ができるというところもふえてきましたので、そこもできるだけ急激な都市化にならないように頑張ってPRに努めて、できるだけ農地を残すということで、保水能力を守っていくという形で努めてまいりたいというふうに思っております。これについては、議員が言われるように一定の緩和、それを、急になくなるのを緩和する施策でございますので、将来的にはなくなる可能性は当然でございますので、全体の農地を含めて保水量がどうなるといったことについては、今回も畑と田でどれくらいあるかというものの計算式、一応ありますので、出しておりますので、こういったものを使えば、概算ではございますけれども出てまいりますので、大枠をつかんだ上で、それはまた改めて生産緑地を、今度指定を、法改正とか条例改正とかというときはございますので、そのときに説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

何でこんなことを言うかということ、結構売りたいという人がおるのや。東京や向こうのほうへ行っておって、もうよろしいですわという人のほうが多いで、聞くのに。だから、もう東京や大阪、どこかの会社に就職して、そっちで家を建てたので、親が持つておる土地は要らんわという人が多いで。やっぱりこれは、ここでの制度はそういうのを継いでくれる人がおるのを前提にしてこれをやっておるけど、全然私が相談を受ける限り、ほとんど売りたいという人のほうが多いで。もう全然四日市に未練がないというわけじゃないやろうけど、自分の住んだところでやるという人のほうが多いので、そうすると、生産緑地法の改正が意味がないわけじゃないけど、それ以前の問題で、そんな制度があつたって乗らんという人のほうが圧倒的に多いで、よほどこれは見誤るとそんな余らへんに。俺の知る限りでは、みんな、もうそういう農地とか生産緑地に指定するかどうかというようなやつだったら売るわという、不動産屋さんにも買って高い値段で売ってほしいという人のほうが圧倒的に多いでさ。それはそうやに。逆に言うと、あんたらでもそうやろう。親が鈴鹿かどこかに持つておって、土地を、生産緑地でというんやったら、公務員やここに住んでおるのであれやけど、民間企業に行っておって、どこか遠いところへ行っておったら、なかなかこっちに戻ろうとせいへんでさ。そうすると、もう不動産屋さんにも売ってということになると、ほとんど生産緑地のこういう制度依頼は余り役に立たんのと違うんかなと思っておるもんで、これ、都市計画審議会でもたやるといふならそこで言うで。とりあえず一旦思っておったことだけさ。

以上。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、意見はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、本件につきましてはこの程度といたしたいと思えます。

理事者の入れかえと休憩をここで挟みたいと思えます。3時5分まで休憩とさせていた

だきます。

14 : 54 休憩

15 : 05 再開

○ 中村久雄委員長

じゃ、引き続き、平成29年度第2回四日市市市営住宅入居者選考委員会について、所管事務調査として都市整備部より説明を受けたいと思います。資料の説明をお願いいたします。

○ 片山市営住宅課長

市営住宅課の片山でございます。それでは、よろしく申し上げます。

資料は、タブレット09平成29年10月27日付の中の二つ目のフォルダをお開きください。資料を説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。

今年度、第2回目の入居者選考委員会を10月19日に開催いたしました。今回は、年1回、選考委員会で市営住宅の視察を実施し、高花平と曙町の市営住宅を視察いたしましたので、あわせてご報告をいたします。定期募集は毎年6月、10月、2月の年3回、また、随時募集は年間を通じて行っております。

まず1ページ目、議題のIですが、定期募集応募者の選考と抽選会につきましてご説明をさせていただきます。なお、募集期間は10月2日から6日までで、公開抽選会は11月9日10時からを予定しております。

今回、10月の定期募集の状況は表のとおりになっております。従来のとおり、大瀬古新町と曙町の倍率が高くなっております。また、前回から応募を始めました子育て世帯向け住宅も応募がありまして、高倍率ではないものの、それなりの手ごたえを感じております。また、単身者向けの住宅の坂部が丘が今回高倍率になりました。表の下のほうに単身者がございますが、単身者の一番下の欄でございます。高倍率になりました。応募理由の半数が今住んでいる住宅の家賃が高いことで、60代が4名、70代が6名となっております。高齢者は1階を希望される傾向がありますので、簡易平屋に人気が集まったと考えておりま

す。

次に、2ページをごらんください。

議題Ⅱ、随時受付団地の募集になります。上の表は、一番左が平成29年5月末での団地ごとの待機者数、その右が6月から9月までの追加の申し込み数、その右は同じ期間中の辞退者数、その右が同じ期間中の入居者数、一番右が9月末時点での待機者数となっております。また、表の下に視察後と定期、それから随時募集における選考委員会での主な質疑を載せさせていただきました。高花平の子育て世帯向けに関する内容と定期募集の応募傾向に関する内容が主なものでした。

次に、議題Ⅲをごらんください。

事務局からの今回提案といたしまして、これまで対応していなかった高齢者世帯向け住宅と障害者世帯向け住宅への単身者の入居について、少子高齢化や単身者世帯の増加といった社会情勢を踏まえまして対応を行いたく提案をいたしました。委員から賛成のお声をいただく反面、懸念の声もあり、いただいたご意見等を精査の上、第3回の選考委員会にて再度提案させていただくことになりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 中村久雄委員長

それでは、委員の皆さんからご質疑がございましたら。

(なし)

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

15：08 休憩

15：44 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、理事者のほうを交代させていただいて、お願いします。

それでは、次に請願第6号への対応状況について、環境部より説明を受けたいと思います。まず部長からご挨拶をお願いします。

○ 川北環境部長

環境部でございます。お疲れのところ、どうもありがとうございます。

せんだって8月定例会議のほうで、請願第6号の対応状況ということでご説明申し上げました。その折、ガイドラインあるいは条例につきまして、これまでの検討経過について改めてご説明をということでございましたので、本日お時間をいただくところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、タブレット端末の05都市・環境常任委員会、09の平成29年10月27日、その04のその他報告、請願第6号への対応状況についての3分の2ページをお開きください。

よろしかったでしょうか。

それでは、ご説明を申し上げます。

太陽光発電事業への規制についてでございますが、まず、1の国及び県の状況について、改めてご説明を申し上げます。

まず、国の動きについてでございますが、本年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が改正、施行されました。その中で、不適切な事案に対して法に基づいた指導や助言、そして改善命令が盛り込まれ、さらに認定の取り消しが規定されたところでございます。また、法改正に合わせて、資源エネルギー庁ではガイドラインが策定され、地域との関係構築などを含めた適正な事業の実施のために推奨される事項などについて考え方が示されたというところでございます。

また、三重県のガイドラインによる規制では、事業者による早い段階からの地域住民へ

の情報提供をする仕組みが設けられ、地域との調和を図ることや法令や条例を遵守させることにより、太陽光発電の適正な導入を進めるといった目的で、本年7月に県のガイドラインが策定、施行されました。さらに、この県のガイドラインでは、利用概要書の提出や地域住民への説明会などを求めており、市と県が情報を共有化しながら、地域と調和のとれた事業の推進を促す仕組みができたというところでございます。

続きまして、2の他の自治体の規制状況についてでございますが、条例を制定し規制している自治体、または、ガイドラインや要綱により規制している自治体がございます。まず、条例を制定して規制している自治体の状況についてでございますが、その中で、規制や同意制を設けて規制している自治体では抑制区域等を設定し、その区域内で太陽光発電設備を設置する場合には許可を必要とすることや、禁止区域を定めている事例がございます。例えば、富士宮市では抑制する区域を定めており、その区域への設置は認められないとされております。また、つくば市では事業禁止区域を設け、太陽光発電設備を設置することができなくしております。また、高崎市のようなエリアを定め許可制にしている事例や、前橋市では許可後に不適正な事案が見つかった場合には取り消し規定を設けているというような自治体もございます。また、条例により届け出制を設けている自治体もございます。その自治体では抑制区域を設け、その場所では事業を行わないように協力を求めることや、設置が適当でない等の表現で意思表示をすることで適正な立地を促している自治体もございます。例えば、志摩市では国定公園内を事業抑制区域として設定し、その区域で実施する事業の停止を依頼できるものというようなことの記載もしてございます。その他、土浦市では市と協議した上、太陽光を設置する旨の規定を設けてございます。また、赤穂市では市との協議や市内に抑制区域を設け、事業を行わないよう協力を求めているというような条例にもなっております。

次に、2のガイドライン、指導要綱を制定し規制している自治体についてでございますが、地域住民への情報提供、法令等の遵守、事前届け出の手续や配慮事項等を定めることにより、太陽光発電設備の適正な導入が行われることを目的としている自治体も多くあるという状況でございます。

3分の3ページをごらんください。

(3) その他といたしまして、既存の景観条例や開発指導要綱に太陽光発電設備を記述して対応しているといった自治体もあるという状況でございます。

続きまして、3の市の検討の経緯についてでございますが、平成28年度から先進地視察

等を含め、他の自治体の事例等の調査研究を進めるとともに、請願が採択された後は、ここにお示ししておりますが、環境や防災、景観、農林などの関係法令を所管する部局を交えながら協議を継続しているというところがございます。

次に、4のガイドライン策定の方針に至った経緯についてご説明を申し上げます。

条例による同意制や許可制を設ける場合は、土地利用の制限を加えることになるため、慎重に判断すべきであるというふうにご考えてございます。また、現在の法体系では、FIT法で改正されたことにより認定の取り消しの規定が策定され、市からも国への情報提供をするという制度が設けられ、法律に基づいた対応をお願いできるようになったというところがございます。このことにより、関係法令等の遵守効果はより一層高められたというふうに思っております。また、三重県のガイドラインが策定されたことにより、計画の早い段階から地域住民への情報の提供がなされ、市へも事業概要書により事業計画を把握できることになったこと、また、設置するのに適当でない区域の設定や地域住民の住民説明の実施、そして、求められた場合に、合意書や協定書等の締結に努めること等の規定がされたところがございます。しかしながら、三重県のガイドラインでは、この事業概要書の提出の範囲は、既にFIT法に基づく申請が行われた事業は届け出の対象外となることから、今後本市内で着工が予定されている事業についても、状況把握ができないという事業も多く発生するおそれもございます。そのようなことから、本市が今策定を予定している規制では、FIT法で提出済みの事業も着工前の事業は届け出の対象とし、より情報の把握に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。また、よりきめ細かな地域課題への対応をするために、一定規模以上の太陽光発電施設を対象とする市独自の仕組みを構築してまいりまして、本市の規定の中に取り組みでまいりたいと考えてございます。

ここ数年、太陽光発電事業の増加に伴い、国では固定価格買い取り制度の見直しが進められ、年々買い取り価格は下げられている状況であります。このように、太陽光発電事業を取り巻く状況は変化をしており、まずは速やかに本市独自のガイドラインを策定することによりまして、設置事業者に対し、地域に応じた適正な導入の配慮や管理措置をお願いすることによりまして対応してまいりたいというふうにご考えてございます。引き続き今後の動向を見きわめながら調査研究を継続してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより議員の皆様からご意見、ご質疑をお受けいたします。ご意見、ご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

そうすると、今進みつつあるやつも含めてチェックをしてやっていくということと、それから、法的にもそうだけかどうかということと、それから、地域住民に周知して理解を求めていくというのが難しいところがあるやんか。賛成の人もおれば反対の人も、地権者は賛成なんやろうし。このあたりをきちっとガイドラインでつくれるのかつけれないのか。最低限合意というふうに行行政が判断するとき、何か物差しを持っておらんと、いたずらに太陽光をしてもええのにあかんということにもなったり、逆に、本当に隣地同意もなしにやるというのもどうなんやという話が一番多いわけやんか。そこらをきちっと、曖昧にしながら行政がやるのか、一定のさっきも言っておったガイドラインをつくるというなら、早いところつくらんと、これ、駆け込んでくるよ、また。そういう状況も起きておるで。だから、そこらを一遍ちょっとスピード感を持ってやらんとあかんのかなという気はするんやけどね。これは意見で、答えは要らへんで、早いところしていってけれな。

それと、三重県のガイドラインはもうでき上がって、私も手元に持っておるのやけど。これを読んでいく中での課題もちょっと、抜け道もあるで、少しやっぱり工夫してやるべきやな。特に、対象施設なんかさえクリアしたらもういけるというふうには事業者が判断した場合に厄介や、行政が何でとめんのとか。

それからもう一個、逆にそうやってなっておってあれやけど、農地法やら生産緑地法、都市計画法やら地すべり法やら急傾斜地防止法、そんなんもあるけれども、一番県で最後に曖昧やなと思ったのが、地域住民とのコミュニケーションのガイドラインのところがあるのやわな。地域住民とのコミュニケーション、この辺が、言葉でも誠意を持って対応し、理解を得られるよう努めてくださいのところ。努めてください、努力義務だけであって、それだけしかガイドラインとしては定めれやんだということなんだろうけど、これで三重県ができたでといつて、フィールドのある現場に直接の自治体の四日市市がどうしていくかということちょっと考えやんと、これ。この辺また隙間に落ちると県と市の間でごぼつとなるんかなという気もしておるで、そこらも早急に落ち込みのないようにしてください

い。

以上。

○ 中村久雄委員長

コメントいいですか、答弁。

○ 市川環境保全課長

今、川村委員からご指摘もいただきました。特に、余り小さな事業に関しましてはなかなかこちらのほうも言いづらいところがございますが、特に1 ha以上とか2 haのような大規模なメガソーラー発電に関しましては、やはり地域住民の関心も非常に高いというふうには私どもも感じております。なので、地域住民、もちろん今回事業概要書の中で、市も含めて県、そしてその情報を地元のほうにも流すといったような仕組みもつくられたところでございます。我々もそのあたりは十分地域住民の声を聞きながら、不安解消に向けて何らかのパイプ役となって、事業者に対してもきっちりと法遵守はもちろんのこと、対応も含めて考えていただきたいというようなお願いもしてまいりたいというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

特に50kwで閉めたで、49.99でぽんぽんぽんと来るのや。現実にそんなのが起こっておるんや。だからやっぱりそれはきちっと考えやんと、数字だけじゃないところもあるからな。そこらもやっぱり頭に入れておいて。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

民間の集合住宅の建設なんかでも、なかなか地域住民との合意が図られない中で、建築基準法には違反していないとか、結局住民説明って何やったんやというのはよく地域の方からも聞く話で、事業者と説明して合意を図りなさいという指導はしてもらっているものの、実際は全く合意が図られないままでき上がってしまって、そこに入居した人ともともと住んでいた人たちのあつれきが出でしまうなんていうケースも実際に起こっているじゃないですか。同じようなことになっていかないように、ガイドラインで縛ったんだけど、

ガイドラインをクリアしたから何でもありだよという話ではないと思うので、この中で、条例制定については慎重に判断していくべきであるという文言もありますので、一番最後のところにもあるように、引き続き調査研究を行っていきたいと。ガイドラインによる効果を見きわめながらというだけじゃなくて、前衛的に常に他市町の状況なんかを見ていかなきゃいけないと思いますし、四日市市の事例だけで進めていってしまっただけでよしにすると、結局間に挟まれて困るのは原課の皆さんじゃないですか。全然納得していないのに何であそこにつくるのやという話が、電話がかかってくるのは全部原課の皆さんのところに電話がかかってくるわけですし、集合住宅なんかでも我々議員のところに電話がかかってきて、今度行政の人と立ち会ってもらって話をするからあんたも来てくれよといって、行っても何もすることないけど座っておったりするわけですよ、我々も。そういうのって何かもっとうまいこといかなのかなと思うもので、そこはぜひ、隣に住んでいる人も言ったら権利者ですから、その住環境が脅かされないようにとか、生活環境が脅かされないようにという配慮が、全員が全員、100%合意していくというのは難しいのかもしれないですけども、より多くの人に有利になるようなことを考えていただきたいというのは、引き続き検討してください。

○ 中村久雄委員長

意見でよろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

検討できるんだったら検討するという答弁いただければ。

○ 市川環境保全課長

まずは速やかに市の姿勢をガイドラインという形でお示しをさせていただいて、効果も見きわめつつ、今後引き続き問題があれば、さらなる支援も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○ 樋口龍馬委員

見きわめつつだと、やっぱりでき上がってからガイドラインが使われていくんですけど、そこと並行して検討は進めていただきたいということを重ねてお願いしているところ

ろなんで、そこだけお願いします。

○ 市川環境保全課長

ガイドラインと継続して同時並行といいますか、ガイドラインは、まずは速やかに定めさせていただいた後、事業者の見解、住民の方の見解もご意見として承りながら今後の対応ということを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご意見よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、意見もないようですので、この件につきましてはこの程度といたしたいと思えます。どうもお疲れさまでございました。

インターネット中継はここで終了してください。

理事者の皆さん、退席していただいて、委員の皆さんはもう少しお付き合い願いますか。お疲れさまでした。

続けていきます。

その他の事項として、8月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングで出された市民意見をまとめた正副委員長案をその他としてタブレットに送信させていただいております。ごらんください。今のところの最後のページですね。

上段から、議会からの報告、シティ・ミーティング、今回のテーマのご意見とその他として三つに分類しております。あと、ナンバーワンの(2)のご意見、上下水道局に下野地区の下水道整備状況を確認しており、質問者には書面で回答させていただくというふうなお答えをしていますので、書面で回答させていただきたいと思えます。なお、回答書については、正副確認の上、都市・環境常任委員の皆様にもご確認いただけるよう、後日メールで送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

あと、ナンバー5、9、10のご意見につきましては、都市整備部に伝えることといたしました。

文言修正とかよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

そうしたら、これにて、この委員会で確認した市民意見について、後日開催される議会運営委員会に私のほうから報告させていただくことになりますので、ご承知おきください。

あと、最後に、議会報告会に参加者のアンケートの結果をまとめた資料をタブレットに送信しております。皆さんご確認ください。

それでは、きょうの都市・環境常任委員会、所管事務調査、以上にて終了いたします。大変長くでもないか、お疲れさまでした。

16 : 05 閉議